

住民監査請求監査結果報告書

(放送受信料の返還請求について)

平成 30 年 12 月 25 日

葛 飾 区 監 査 委 員

目 次

	頁
第1 監査の請求	1
1 請求人	1
2 住民監査請求書の提出日	1
3 住民監査請求書	1
4 請求の要件審査	1
第2 監査の実施	1
1 監査対象部課	1
2 請求人の陳述	1
3 関係職員の陳述聴取	1
4 関係資料の提出	2
第3 請求人が求める措置等の概要	2
1 請求人が求める措置	2
2 請求人の主張の要旨	2
第4 監査の結果	3
1 監査結果	3
2 判断理由	3
別紙1 住民監査請求書（葛飾区職員措置請求書）	6
別紙2 請求人の陳述の要旨	8
別紙3 関係職員の陳述の要旨	12

第 1 監査の請求

1 請求人

(省 略)

2 住民監査請求書の提出日

平成 30 年 10 月 29 日

3 住民監査請求書

別紙 1 のとおり (6 ~ 7 頁参照)

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 242 条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第 2 監査の実施

1 監査対象部課

総務部総務課を監査対象とした。

2 請求人の陳述

(1) 実施経過

地方自治法第 242 条第 6 項の規定により、請求人に対して、平成 30 年 11 月 19 日に陳述と新たな証拠の提出の機会を設けた。請求人は、監査請求書に基づいて陳述するとともに、本件請求の趣旨の説明及び補足を行ったが、新たな証拠の提出はなかった。

(2) 請求人の陳述の要旨

別紙 2 のとおり (8 ~ 11 頁参照)

3 関係職員の陳述聴取

(1) 実施経過

地方自治法第 242 条第 7 項の規定により、平成 30 年 11 月 19 日に区関係職員の陳述を聴取した。その際、同項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

(2) 関係職員の陳述の要旨

別紙 3 のとおり (12 ~ 15 頁参照)

4 関係資料の提出

葛飾区長（以下「区長」という。）から次の関係書類の提出を受け、本件請求に関する事実等を確認した。

- (1) 放送受信契約書関係書類
- (2) 平成 30 年度のNHK放送受信料支出関係書類
- (3) 放送法抜粋及び日本放送協会放送受信規約
- (4) 放送受信契約の取扱いに関する回答文書

第3 請求人が求める措置等の概要

1 請求人が求める措置

監査委員は、区長に対して、区長が日本放送協会に対して支払った平成 30 年度分の放送受信料 265,296 円の返還請求を行うよう勧告することを求める。

2 請求人の主張の要旨

- (1) 区長は、平成 30 年 4 月 2 日に日本放送協会と締結した新規の放送受信契約（以下「本件契約」という。）に基づき、平成 30 年 5 月 7 日に平成 30 年 4 月分から平成 31 年 3 月分までの 34 部屋分を放送受信料として、金 265,296 円を支払っている。
- (2) 本件契約は、放送法（昭和 25 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 64 条第 3 項により総務大臣が認可した日本放送協会放送受信規約（以下「規約」という。）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する「受信機の設置の日」について、34 部屋すべてが平成 30 年 4 月 2 日としており、事実と異なる瑕疵のある契約又は受信機の設置の日を記載していない強行規定違反の契約である。
- (3) また、区長は、平成 29 年度も同様の契約を締結しているものと思慮される。そうすると放送受信契約を解約する場合は、規約第 9 条の規定により放送受信者が届けなければならないが、その届出をしていないにもかかわらず、平成 30 年 4 月 2 日に、新たに放送受信契約を締結しているため、二重契約となっている。
- (4) 事実と異なる瑕疵のある契約又は受信機の設置の日を記載していない強行規定違反の契約で、法第 64 条第 3 項に違反する。さらに二重契約となっており、民法第 90 条の規定により無効となる。
- (5) したがって、無効な契約により支払った放送受信料（34 部屋分 265,296 円）の返還請求をする措置を講じるよう請求する。

第4 監査の結果

1 監査結果

本件請求については、監査委員の合議により次のように決定した。

本件請求には、理由がないものと認める。

以下、判断理由について述べる。

2 判断理由

(1) 放送受信契約の根拠規定

法第64条第1項は、「協会の放送を受信できる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。」と規定している。

また、同条第3項では、「協会は、第1項の契約の条項については、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。」と規定している。

(2) 契約締結等の経緯

日本放送協会から、平成29年9月4日付けで、平成30年4月1日現在におけるテレビ受信機の設置予定台数の調査依頼を受け、平成29年11月30日に回答し、日本放送協会から契約書が送付された。

区長は、その契約書を使用し、平成30年4月2日付けで、放送受信契約を締結した。

また、日本放送協会から、平成30年4月20日付けで、衛星契約1件及び地上契約33件の放送受信料265,296円の放送受信料請求書が送付され、同年5月7日に支払った。

区長は、受信機が新たに1台追加で増設されたため、平成30年5月19日付けで、増設分の契約を締結した。この時使用した契約書は、日本放送協会が平成30年5月から新たに使用しているものである。

(3) 請求人の主張等について

ア 本件契約に基づく放送受信料について

請求人は、本件契約は34部屋分の新規の契約であると主張し、平成30年5月7日に、本件契約に基づき平成30年4月分から平成31年3月分までの34部屋分265,296円を支払っていると主張する。

しかしながら、本件契約書には、放送受信契約件数として衛星契約1件及び地上契約33件と記載され、その下欄に従前の契約件数として衛星契約1件及び地上契約31件が記載されている。また、新たな増設がない場合は、この契約書を取り交わさすことがないことからすると、本件契約は従前の契約を踏まえた上で、新たに増設した2件分についての契約であると認められる。

平成30年5月7日に支払った265,296円は、従前の契約分の衛星契約1件

及び地上契約 31 件に、新たに増設した地上契約の 2 件を加えた平成 30 年 4 月分から平成 31 年 3 月分までの放送受信料であると認められる。

イ 二重契約について

請求人は、本件契約が 34 部屋分の新規の契約であるとの前提で、昨年度に契約した 32 部屋分の解約をしていないことから、重複した契約であると主張するが、そもそも、本件契約は新たに増設した 2 部屋分の契約であることから、二重契約であるとの主張は、その前提を欠くものである。さらに、放送受信料を重複して請求された事実も支払った事実も認められない。

ウ 本件契約の契約書に受信機の設置の日が記載されていないことについて

日本放送協会は、法第 64 条第 3 項の規定に基づき、総務大臣の認可を受け、規約を定めている。

請求人は、規約第 4 条第 1 項で「放送受信契約は、受信機の設置の日に成立するものとする。」と規定しており、規約第 3 条第 1 項第 2 号で「受信機の設置の日」を記載することとしているところ、本件契約の契約書には「受信機の設置の日」が記載されておらず、瑕疵のある契約又は違法な契約であると主張する。また、瑕疵ある契約又は違法な契約に基づく支出は無効であるから返還請求するよう求めている。

「受信機の設置の日」については、区長が日本放送協会への照会に対する回答として受領した平成 30 年 3 月 20 日付け「放送受信契約の取り扱いに関する回答について」において、「事業所用放送受信契約書では、右上の日付欄に「受信機の設置の日」をご記入いただいております。」との日本放送協会の回答を得ている。本件契約において「受信機の設置の日」との明示はないが、右上の日付欄には「平成 30 年 4 月 2 日」と記載されており、この日付が新たに増設した 2 件についての「受信機の設置の日」とされていることから、規約に違反した瑕疵のある契約又は違法な契約とはいえない。

なお、契約書の書式は、「受信機の設置の日」及び「契約対象となる受信機の記載欄」などについて、請求人も認めるとおり平成 30 年 5 月からは新たな契約書の書式に改められている。

エ 民法第 90 条「公序良俗」違反について

請求人は、本件契約の契約書に「受信機の設置の日」を記載する欄がなく、瑕疵ある契約であると主張する。また、強行規定である法第 64 条第 3 項の規定に基づき定めた規約第 3 条第 1 項第 2 号に違反した違法な契約であると主張する。さらに、昨年度の放送受信契約を解約することなく、新たに全部屋の契約を取り交わしていることから二重契約であると主張し、これらのことから、民法第 90 条「公序良俗」に違反すると主張する。

しかしながら、既に述べたとおり、本件契約において、「受信機の設置の日」

は記載されており規約に違反する契約ではなく、また、新たに増設する受信機の契約であると認められ、毎年繰り返し全件を契約している二重契約ともいえないことから、民法第 90 条違反との主張はその前提を欠く主張であると認められる。

(4) 結論

以上のことから、平成 30 年 5 月 7 日に支出した平成 30 年 4 月分から平成 31 年 3 月分までの放送受信料 265,296 円は、無効な契約による公金の支出であるから返還請求を行うよう求める本件請求は、理由がないものと認めるものである。

平成30年10月26日

葛飾区監査委員 殿

葛飾区職員措置請求書

葛飾区長に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

葛飾区長は、平成30年4月2日に、日本放送協会（以下「NHK」と言う。）と新規の放送受信契約（以下「本件契約」と言う。）を締結しました。その証拠が放送受信契約書（控）（甲1）です。そして、葛飾区長は、本件契約に基づき平成30年5月7日に平成30年4月分から平成31年3月分までの34部屋分のNHK放送受信料として、金265,296円をNHKに支払っています。

（甲2）

しかし、本件契約は、放送法64条3項によって総務大臣が認可した、日本放送協会放送受信規約（以下「規約」と言う。）（甲3）第3条1項2号に規定された、受信機の設置の日が34部屋すべて平成30年4月2日にテレビを設置したというあり得ない契約内容（或いは受信機の設置の日を記載していない強行規定違反の契約）となっています。よって本件契約は明らかに事実と異なる瑕疵のある契約なのです。

おそらく、葛飾区長は、平成29年度も同様に新規で放送受信契約を締結していると思料します。しかしながら、放送受信契約は、一旦新規の契約を締結すると、規約9条の規定により、放送受信契約者（本件契約の場合は葛飾区長）が、NHKに解約の届け出をしなければ、解約出来ない規定になっています。つまり、本件契約は、平成29年度に葛飾区長がNHKと締結したと思料される放送受信契約を解約しないで、新たに放送受信契約を締結しているため、2重の契約になっていると思料されます。

このように、事実と異なる瑕疵のある契約、又は2重契約は、放送法64条3項（規約）違反となるので、本件契約は民法90条によって、無効になります。

よって、葛飾区長は速やかに無効な契約によって支払った、放送受信料（34部屋分265,296円）をNHKに対し返金請求する措置を講じるよう請求させていただきます。

なお、正当な放送受信契約は、毎年年度当初に新規に締結するのではなく、平成30年5月29日付け放送受信契約（甲4）のように、契約件数に増減が



生じたときにのみ契約の変更を行うのが、相当なのです。

2 請求者

住所

(省 略)

氏名

電 話

F A X

地方自治法第242条第1項『普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実

（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。』の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求させていただきます。

事実証明書

- | | | |
|------|------------------------|-----|
| (甲1) | 放送受信契約書（控）平成30年4月2日付け | 3枚 |
| (甲2) | 支出負担行為伺兼支出命令 | 1枚 |
| (甲3) | 日本放送協会放送受信規約 | 11枚 |
| (甲4) | 放送受信契約書（控）平成30年5月29日付け | 1枚 |

（葛飾区職員措置請求書は、請求人の住所、氏名、電話及びFAXを省略した。
事実証明書は、添付を省略した。）

請求人の陳述の要旨

平成 30 年 11 月 19 日 10 時 於第 2 研修室

監査委員 内山代表監査委員、遠藤監査委員、秋本監査委員、向江監査委員

請求人 省略

立会人 小花総務部長、利谷総務課長

事務局 添田監査事務局長、小岩井、別府

(傍聴者なし)

請求人

NHKとの契約は放送法に定められている。その第 64 条のとおりです。甲第 3 号証に第 64 条第 3 項で総務大臣が認可した規約というのがあります。この中で、第 3 条第 2 号の「受信機の設置日」というのが契約において重要になっている。第 4 条には、「放送受信契約は、受信機の設置の日に成立するものとする。」となっており、契約には必ず受信機の設置日を入れなくてはならない。しかし、甲第 1 号証の平成 30 年 4 月 2 日付けの葛飾区長と日本放送協会が締結した契約書には、いつから受信料を払うかの重要な部分の記載がない。4 月 2 日しか記載がなく、契約自体に瑕疵がある又は違法である。違法な契約に基づく支出は返還してほしいというのが趣旨でございます。

参考までに、甲第 4 号証が葛飾区と日本放送協会が本年 5 月 29 日に契約したものです。甲第 1 号証と甲第 4 号証は明らかに書式が変わっております。これは、おそらく私がおかしいと言いつけてきて、その結果、NHKが書式を変更したものであると思われ、甲第 4 号証のように、契約日が平成 30 年 5 月 29 日、受信機の設置日は 5 月 19 日となっている。このような形で本来契約すべきものである。

受信料は、1 か月ごとに支払うことに決められているために、このように毎年 4 月の初めに新しい契約をして、その時点で設置されている受信機の台数で 1 年分を払うというやり方をしている。本来、規約の第 9 条では、いったん契約をすると「放送受信契約者が受信機を廃止すること等により、放送受信契約を要しないこととなったとき」に初めて届け出なければならないとなっているので、4 月の初めにまとめて契約すること自体認めていない。おそらく、昨年同じような契約を締結して、解約の届を出さず新規の契約をしていると思われる。この契約の仕方が事務処理上やり易いというのであれば、毎年、翌年の 3 月 31 日までの期間とする契約をしなければならない。そうしないと、毎年、契約をするたびに前年の契約が有効に残っているのではないかと疑われます。

日本放送協会の指示に従っていれば、法律どおりの契約になっているだろうというのが区の対応であろうと思われる。これは、私が調べた範囲内では葛飾区以外の全国の自治体をみても全く同じような契約をしております。ただし、一般の私企業も同じ書式を使用していますが、毎年、契約することはしていないようです。

受信料を返してほしいというか、明らかに瑕疵のある契約をしていることは間違いないことなので、日本放送協会と契約を見直すなど、何らかのアクションを起こしてほしいというのが請求の趣旨です。

質疑応答の要旨

監査委員

改めて確認させていただきます。

今回の住民監査請求の措置の請求としては、日本放送協会との契約は無効であることから、区が今年5月に支払った放送受信料265,296円を日本放送協会に対して、区に返還するよう請求することを求めるということによろしいでしょうか。

請求人

そのとおりです。

監査委員

無効である理由の一つ目としては、4月2日付けの放送受信契約にある日付で34台すべてが同日に設置したということはありません。二つ目としては、こうした契約について、放送受信規約第9条に規定する解約手続きがなされていないので、前年の契約が有効で二重契約である。これらについては瑕疵のある契約かつ二重契約であることから、民法第90条公序良俗違反となるので、契約が無効となるという主張によろしいか。

請求人

そのとおりです。

監査委員

請求書の要旨の4段落目、「このように、事実と異なる瑕疵のある契約又は二重契約は、放送法第64条第3項（規約）違反となる」と書かれている。放送法第64条第3項は、簡単に言いますと「契約の条項は総務大臣の認可が必要であり、変更も同様である。」という内容だったと思います。この法律の条文に対する違反というと、総務大臣の認可が必要であることに対する違反と読んでよろしいのでしょうか。請求人の意図することを聞かせてください。

請求人

認可されたとおりの契約ではないということです。過去の判例では、放送受信契約は、強行規定とされています。日本放送協会と葛飾区とで任意で契約内容を決めることはできないという判決がでています。勝手に受信料を安くしたり、免除したりすることはできないというのが、放送法第64条に対する判例です。第64条第3項の下に規則第23条がありまして、その第23条第7項に「受信契約の締結を怠った場合及び受信料の支払を延滞した場合における受信料の

追徴方法」の下に規約があり、規約は法令ではないが、その規約違反であるということは、省令違反であることから、公序良俗違反になります。

特段、総務大臣の許可は受けていないと思います。

監査委員

許可は取っていないのですか。

請求人

これ以外に特別の許可は取っていないということです。

監査委員

本契約は、民法第 90 条によって無効になると主張されていますが、民法第 90 条は、「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。」と定めています。これに違反するものとしては、殺人を請け負わせる契約とか売春をさせる契約などがあたります。契約ですから、お互いが同意をしています。しかし、同意をしていても公序良俗に反するとして、契約自体が無効になるという規定が第 90 条です。

今回の契約が公序良俗に反しているから無効と主張されていますが、もう少し請求人の考えを聞かせてください。

請求人

民法 90 条は、強行規定といまして、こうでなければならないという規定をいいます。具体的には、レオパレスという家具付き、テレビ付きのマンションを借りた方が放送受信契約を締結し、放送受信料を支払ったが、設置者は家主であるから、NHKは放送受信料を借主に返還することを命じた判決があります。2 審では逆転しましたが、1 審では民法第 90 条違反として判決が出ています。民法第 90 条の公序良俗というのは、広範な意味で捉えられています。法律に違反する契約は、民法第 90 条によって無効というのが一般的な考え方です。NHKの裁判でも、強行法規に反する契約は民法第 90 条により無効としています。

監査委員

二重契約についてお聞きします。明確に二重契約として問題になるケースは、例えば、ある不動産の売買について、不動産は一つなので一方には売ることができないのに A と B と両方と契約を締結した場合、適正な取引ができないということで二重契約になると思いますが、今回の場合は区側が二重に支払いをしているわけではないので、お互いに認識の違いがなければ契約の履行ができるのではないかと思います。二重契約であるからこの契約が無効であると明確に言えるのはなぜなのかお聞きしたい。

請求人

今回の証拠資料では、平成 30 年度の契約書しか提出していませんが、本来な

らば、平成 29 年度の契約書も提出するのがよかったと思います。平成 29 年 4 月の初旬に平成 30 年度と同様の契約を締結しているものと思います。それがなければ、従前の契約件数が書けないと思います。これで既に契約が成立していることが証明されます。従前の契約書の中に、新たな契約が締結された場合は無効とするとか、契約期間は翌年の 3 月 31 日までとするなどの文言があればもちろん二重契約にならないのですが、放送受信契約は強行規定です。このとおりやりなさいというもので、お互いが合意しているから毎年 4 月に契約して支払っていいものではないのです。お互いが納得しているからといって料金を安くするというのをやっちはいけないと法がNHKを縛っているものです。

規約どおりの契約をしないものについては、結果的に二重契約になってしまっている。区は支払わないといっていますが、NHKの方から請求されると争いになる可能性は十分あるわけです。5 月には新しい契約書で契約しているのですから、前の契約を一旦無効にして、再度契約しなおしてほしい、NHKに対し、この契約はおかしいので見直すことを申し入れてほしいという主張です。

監査委員

甲第 1 号証については、この後、区の方にも確認させていただきたいと思えます。

提出いただいた事実証明書について確認させていただきます。甲第 3 号証について、この規約に基づいて適切にされていないという主張ですが、この規約は、平成 30 年 9 月 10 日より施行となっています。区の契約は、4 月と 5 月ですので、この規約の前の規約が適用となりますが、前の規約も同様の内容が書かれているということではよろしいですか。

請求人

最新のものはこれで間違いありませんが、従前の規約の第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 9 条は変更ないものと承知しております。

監査委員

それでは、以上をもちまして請求人の意見陳述を終了いたします。

以上

関係職員の陳述の要旨

平成 30 年 11 月 19 日 午前 10 時 45 分 於第 2 研修室
監査委員 内山代表監査委員、遠藤監査委員、秋本監査委員、向江監査委員
関係職員 小花総務部長、利谷総務課長
立会人 省略（請求人）
事務局 添田監査事務局長、小岩井、別府
(傍聴者なし)

総務課長より説明

最初に、事実の経緯について、資料を基に説明させていただきます。

資料 1 - 1、平成 30 年 4 月 2 日契約書がございます。この契約書の他に資料 1 - 2、平成 30 年 5 月 29 日契約書がありますが、今回の住民監査請求の対象となっている契約は、4 月 2 日付けの契約書ですので、この契約書を本件契約書とします。

今回、資料として添付しておりませんが、昨年 9 月に NHK から、平成 30 年 4 月 1 日現在におけるテレビ受信機の設置予定台数の調査依頼があり、同年 11 月に回答した後、今年の 1 月に契約書一式が送付されました。

その書式を使用して、平成 30 年 4 月 2 日付けで、2 箇所を増設分についての新たな放送受信契約を締結しました。その契約書が資料 1 - 1 の本件契約書です。

次に、資料 2 - 1 をご覧ください。本件契約書を取り交わした後、NHK から同年 4 月 20 日付けで、2 箇所を増設分を含めた衛星放送受信契約 1 件、地上放送受信契約 33 件分の放送受信料 265, 296 円の請求を受け、同年 4 月 24 日に、支出命令の手続きを行いました。

次に、資料 1 - 2 の平成 30 年 5 月 29 日付けの契約書について説明いたします。

同年 5 月 19 日に受信機を 1 箇所増設したため、同年 5 月 29 日に、NHK との間で増設した 1 箇所分についての新たな放送受信契約を申し込んだのが、1 - 2 の契約です。

そして、同年 6 月 20 日付けで、NHK から 1 台増設分として 7, 012 円の請求があり、同年 6 月 26 日に支出命令を行いました。それが、資料 1 - 2 です。

次に、受信機の設置の日について、説明させていただきます。

資料 4 をご覧ください。今年の 3 月 5 日に開催されました区議会予算審査特別委員会におきまして、区議会議員から NHK の受信機の設置の日に関するご質問を受けたため、NHK に問い合わせをした結果、同年 3 月 20 日に NHK から文書で回答がありました。それが資料 4 で、本件契約書においては、右上の日付欄を「受信機の設置の日」として取り扱っているとのことでした。

また、NHKによりますと、毎年9月に実施する調査の結果、受信機の設置箇所数に増減があった場合にのみ増減分の契約又は解約を行っており、設置箇所数の変更がない場合は、契約書を取り交わしていないとのことでした。

次に、監査請求人の主張に対する区の考え方を申し上げます。

監査請求人は、本件契約書は34部屋について、平成30年4月2日に受信機を設置したというありえない契約内容となっていると主張されております。

しかし、規約によりますと、放送受信契約は、受信機の設置の日に成立すること、また、受信機を廃止する場合は、放送受信契約者が受信機の廃止の届出を行い、NHKが廃止の事実を確認できたときは、届出の日に解約になるとされています。そして、設置箇所数に増減がない場合は、放送受信契約書を取り交わす必要はないということからすれば、本契約書は本区が新たに受信機を設置した2箇所についての契約内容であることは明らかです。

次に、監査請求人は、本契約書について、受信機の設置の日を記載していない強行規定違反の契約となっていると主張されております。

このことについては、資料4で説明したとおり、NHKでは本件契約書の右上の日付欄を「受信機の設置の日」として取り扱っているとのことなので、本件契約書に関して、受信機の設置の日は記載されているものと考えます。

次に、監査請求人は、平成30年4月24日に本件契約書に基づき、区長が放送受信料265,296円を支払っていると主張されておりますが、この支払は本年4月に増設した2件を含む合計34件の受信料についての支払であって、監査請求人が主張する本件契約書のみに基づく支払ではない。

このように、本件契約書は新たに設置した2箇所分の放送受信契約書であるため、監査請求人が主張するような二重の契約ではなく、放送法違反又は民法第90条の公序良俗違反の問題にならないものと考えている。

以上のことから、本件契約書は無効でなく、本区がNHKに対し返還請求する理由はないと考えています。

質疑応答の要旨

監査委員

請求人が問題にしている4月2日の契約書について、ただいまの説明では、前年の9月に、NHKから平成30年度の設置予定台数の調査があつて、その後、NHKから送付されてきた放送受信契約書の所定欄に必要な事項を記入したもので、この契約の内容は増設した2箇所分のものである。」ということで、よろしいでしょうか。

総務課長

増設した2箇所分の契約であり、そのとおりだと考えております。

監査委員

4月2日の契約書の書式は、NHKの所定のものだと思いますが、この4行目の最後の文章の「放送受信契約を締結します。」の内容がこの下に書かれているはずですが、請求人の言うように、34件すべてを新たに契約するようにも読むことができると思いますが、いかがでしょうか。

総務課長

確かに分かりにくい書式とは思いますが、先ほど説明してきたとおり、NHKは増減があった場合にのみ、新規又は廃止の契約手続を行うことになっております。変更がないものについては契約手続を行うことはないということなので、今回は2件の増設した受信機に対する契約書と認識しております。

監査委員

NHKの契約書の書式が、こうなっているのであれば、他の自治体の契約もこの書式で契約しているのでしょうか。

総務課長

すべて同じ書式で契約しております。

監査委員

毎年、年度当初にこの契約書を提出しているのではなく、受信機が増加された場合にだけ契約書を提出しているということでしょうか。

総務課長

その通りです。増設があったときだけ契約を取り交わしています。

監査委員

この数年の実態としてはどのような状況ですか。

総務課長

5年ほど遡ってみたところ、基本的に全て増設です。平成29年の時の契約ですが、庁議室に7台増設し契約をしたのですが、NHKから一つの部屋には一つの契約でいいということで、現場も確認のうえ、増設なしということは平成29年度にはありませんでした。それ以外は、増設の契約をしたということでもあります。

監査委員

資料1-2、記入日が平成30年5月29日の契約書ですが、年度途中に受信機が増えた場合にはこちらの書式の契約書を提出されているのでしょうか。

総務課長

4月1日時点では前の契約書の書式でありましたが、5月になった時点で、NHKから資料1-2の書式に変更したとの連絡があり、5月以降は全てこの契約書の書式になるということです。

監査委員

契約書の書式が今年の5月から新しくなったということですが、新しい契約

書では従前の契約書に比べ、上部の欄外の文章や受信契約件数の横に「変更前の契約種別」という表現があります。これによって、契約内容の変更を通知するような性格が強くなっているように思われます。書式の変更は、NHK側の問題だと思いますが、今後は区の受信機の設置数が変動した場合には、全てこの新しい書式で契約することになると考えてよろしいか。

総務課長

書式については、区からこの書式にしてほしいということにはできないので、NHKから指定されたこの書式で今後も契約することになると思います。

監査委員

4月2日付けの契約書ですが、これについては34件分全部ではなく、新たに設置した2箇所分の受信契約であるということで、これは区だけの認識ではなくて、NHKも同じだと思ってよろしいか。

総務課長

私どもも確認させていただきました。増減があった場合だけ、契約書を取り交わすこととなっていますので、NHKとしても新たに設置した2件分の増の分の契約書だということで、確認させていただいております。

監査委員

そして、既にこの書式については、5月からは新しい書式に変わっているのですね。

総務課長

5月の何日については把握しておりませんが、5月19日の段階で増があったと連絡したところ、この新しい契約書で取り交わすよう指示されたものです。

監査委員

区が交わした契約について確認させていただきますが、平成30年4月分からについては、従前から契約していた受信機が32台で新規増設が2台だったと、ただし、5月からは新規の増設が1台というのが、葛飾区の総合庁舎の放送受信料にかかる契約であるということで、区もNHKもこの認識については一致しているということではよろしいか。

総務課長

その通りです。

監査委員

それでは、区職員の意見陳述を終わらせていただきます。

以上